# 石川県なりわい再建支援補助金交付要綱 新旧比較

新 IΗ (趣旨) (趣旨) 第1条 第1条 知事は、「令和6年能登半島地震」による災害により甚大な被害を受 知事は、「今和6年能登半島地震等」による災害により甚大な被害を けた地域において、補助事業者が実施する施設等の復旧整備事業に 受けた地域において、補助事業者が実施する施設等の復旧整備事業に 要する経費について、当該補助事業者に対し予算の範囲内におい 要する経費について、当該補助事業者に対し予算の範囲内において、 て、なりわい再建支援補助金(以下「補助金」という。)を交付する なりわい再建支援補助金(以下「補助金」という。)を交付するもの ものとし、その交付等に関しては、石川県補助金交付規則(昭和3 とし、その交付等に関しては、石川県補助金交付規則(昭和34年規 4年規則第29号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、こ 則第29号。以下「規則」という。) に定めるもののほか、この要綱 に定めるところによる。 の要綱に定めるところによる。 (定義) (定義) 第2条 第2条 この要綱において「令和6年能登半島地震」とは、令和6年能登半 この要綱において「令和6年能登半島地震等」とは、令和6年能登半 島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべ 島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき き措置の指定に関する政令(令和6年政令第5号)により指定され 措置の指定に関する政令(令和6年政令第5号)により指定された特 た特定非常災害をいう。 定非常災害及び石川県が災害救助法施行令第1条第1項第4号により 適用を決定した6市町において令和6年9月21日から23日にかけ て発生した令和6年能登半島地震と関連性の高い災害をいう。

6 この要綱において「特定被災事業者」とは、次の各号のいずれの

この要綱において「特定被災事業者」とは、次の各号のいずれ

の要件にも該当する事業者をいう。

三 次のいずれかに該当する事業者

ア 過去数年以内に発生した災害の発生日(当該発生日が令和2年1月28日以降の災害にあっては令和2年1月28日とする。)以降、売上高が20%以上減少している復興途上にある事業者

イ 別表1のとおり、令和6年能登半島地震発生時において厳しい債務状況にあり、かつ、交付申請時において経営再建等に取り組み、かつ、認定経営革新等支援機関に事業計画等について確認を受けている事業者

四 交付申請時において、過去数年以内に発生した災害からの復旧又は復興に向けた事業活動に要した債務を抱えており知事が認めた事業者

五 令和 6 年能登半島地震により、施設又は設備が被災し、その復旧 又は復興を行おうとする者

7 この要綱において「復興事業計画」とは、令和6年能登半島地 震により被災した中小企業者等の施設又は設備の復旧又は復興のた めに、県が策定する計画をいう。

(交付の目的)

第3条

補助金は、中小企業者等の施設又は設備の損壊等の物理的な被害が 広範囲かつ甚大であり、サプライチェーンが毀損する等により地域 経済が停滞する事態にある場合に、県が策定する復興事業計画に基 要件にも該当する事業者をいう。

三 次のいずれかに該当する事業者

ア 過去数年以内に発生した災害の発生日(当該発生日が令和2年1月28日以降の災害にあっては令和2年1月28日とする。)以降、売上高が20%以上減少している復興途上にある事業者

イ 別表1のとおり、令和6年能登半島地震等発生時において厳しい 債務状況にあり、かつ、交付申請時において経営再建等に取り組み、 かつ、認定経営革新等支援機関に事業計画等について確認を受けてい る事業者

四 交付申請時において、過去数年以内に発生した災害からの復旧又は復興に向けた事業活動に要した債務を抱えており知事が認めた事業者

五 令和 6 年能登半島地震等により、施設又は設備が被災し、その復 旧又は復興を行おうとする者

7 この要綱において「復興事業計画」とは、<mark>令和6年能登半島地震等により被災した中小企業者等の施設又は設備の復旧又は復興のために、県が策定する計画をいう。</mark>

(交付の目的)

第3条

補助金は、中小企業者等の施設又は設備の損壊等の物理的な被害が広範囲かつ甚大であり、サプライチェーンが毀損する等により地域経済が停滞する事態にある場合に、県が策定する復興事業計画に基づき、

づき、復興グループの構成員が、産業活力の復活、被災地域の復興、コミュニティの再生、雇用の維持等に重要な役割を果たすと見込まれる場合において、その事業に要する経費の一部を補助することにより、令和6年能登半島地震による災害からの復旧又は復興を促進することを目的とする。

#### (補助対象経費)

#### 第4条

2 補助金の補助対象となる経費は、特定施設等であって、令和6 年能登半島地震による災害のため損壊若しくは滅失又は継続して使 用することが困難になったもののうち、県が策定する復興事業計画 に基づき事業を行うのに不可欠な施設又は設備の復旧・整備に要す る経費(以下「補助対象経費」という。)であって、知事が補助の対 象としたものとする。

#### (実績報告)

#### 第14条

5 補助事業者は、補助事業完了後遅滞なく、次に定める付保割合を満たす保険又は共済であって、補助金の補助対象である被災施設等を対象として、自然災害(風水害を含む。)による損害を補償するものへの加入義務を負うことについて同意すること。ただし、小規模企業者にあっては、この限りではないが、令和6年能登半島地震で得られた教訓を踏まえ、保険又は共済加入に変わる取組を実施する

復興グループの構成員が、産業活力の復活、被災地域の復興、コミュニティの再生、雇用の維持等に重要な役割を果たすと見込まれる場合において、その事業に要する経費の一部を補助することにより、令和6年能登半島地震等による災害からの復旧又は復興を促進することを目的とする。

#### (補助対象経費)

#### 第4条

2 補助金の補助対象となる経費は、特定施設等であって、令和6年 能登半島地震等による災害のため損壊若しくは滅失又は継続して使用 することが困難になったもののうち、県が策定する復興事業計画に基 づき事業を行うのに不可欠な施設又は設備の復旧・整備に要する経費 (以下「補助対象経費」という。)であって、知事が補助の対象とし たものとする。

## (実績報告)

#### 第14条

5 補助事業者は、補助事業完了後遅滞なく、次に定める付保割合を 満たす保険又は共済であって、補助金の補助対象である被災施設等を 対象として、自然災害(風水害を含む。)による損害を補償するもの への加入義務を負うことについて同意すること。ただし、小規模企業 者にあっては、この限りではないが、令和6年能登半島地震等で得ら れた教訓を踏まえ、保険又は共済加入に変わる取組を実施すること。 こと。

- (1) 中小企業者にあっては、30%以上。
- (2) 中小企業者以外の事業者にあっては、40%以上。

# 附則

この要綱は、令和6年2月28日から施行し、令和6年1月1日から 適用する。

- (1) 中小企業者にあっては、30%以上。
- (2) 中小企業者以外の事業者にあっては、40%以上。

### 附則

この要綱は、令和6年2月28日から施行し、令和6年能登半島地震 による災害からの復旧に係る補助事業から適用する。

# 附則

この要綱は、令和6年10月15日から施行し、令和6年能登半島地 震等による災害からの復旧に係る補助事業から適用する。